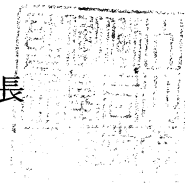




山口労基発 0122 第 1 号
令和 3 年 1 月 22 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山口県支部長 殿

山口労働局労働基準部長



陸上貨物の荷役作業における労働災害防止に向けた荷主等の取組について

平素より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、山口労働局管内の陸上貨物運送事業における休業 4 日以上之死傷災害は、令和 2 年 12 月速報値で 111 件、前年同月比 0.9% 増加、死傷年千人率（年間で労働者 1,000 人当たりが発生する死傷災害件数を指す。死傷災害の発生頻度を示すもの。）についても 3.63 と全業種平均より 1 ポイント以上高い水準にあり、さらに、年明け早々、荷の積込み作業における死亡災害が発生するなど、非常に厳しい状況にあります。

全国的にも、令和 2 年 12 月速報値の死傷災害が前年同月比 2.2% の増加を示し、令和元年の死傷年千人率は 8.55 と、全業種平均 2.22 に比べて突出して高い水準を示すなど、憂慮すべき状況にあります。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、宅配便等の需要が急増する中、社会インフラとしての物流機能を維持しつつ、トラックドライバーの働き方改革を進める観点から、労働者が安心して安全に働き続けられる職場環境の整備が重要となっています。特に、陸上貨物運送事業の死傷災害の 7 割を占める荷役作業場所における災害への対応は急務であり、労働災害防止のために、荷主、配送先、元請事業者等の皆様の御協力を得ることが不可欠です。

つきましては、荷役作業場の安全確保のため、施設・設備の改善に取り組むこと、荷役作業の書面契約化を進めること等について、貴団体傘下の会員事業者に対して別添リーフレットを配布する等により御周知いただくとともに、貴団体におかれても、より一層の安全対策の推進に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

(別添)

リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」

(参考リンク)

厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/170807.pdf>

荷役災害防止設備等の事例集(陸上貨物運送事業労働災害防止協会(平成 26・27 年度委託事業))

http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/H26_niyaku_jireisyu.pdf

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署(令和元年))

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000583798.pdf>

荷主等における荷役災害防止対策の好事例（平成 27 年度厚生労働省委託事業）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000123262.pdf>